

58 森林・林業・木材産業づくり交付金

【1, 610（7, 085）百万円】

対策のポイント

地域の自主性・裁量を尊重しつつ、森林の整備・保全の推進、林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進を図るため、必要な経費について都道府県等に対し一体的な支援を行います。

<背景／課題>

- ・森林・林業再生プランの達成のため、施業の集約化、路網の計画的な整備、林業機械の導入、木材需要の拡大が必要です。
- ・年間約2,000万 m^3 （推計）発生している林地残材は、ほとんどが未利用となっています。

政策目標

- 地域材利用量の増加（年間3万 m^3 以上）
- 木造公共建築物等の整備
（7.5%（平成20年度）→24%（平成27年度））

<主な内容>

1. 木材産業構造改革整備

一定の条件を満たす地域材を利用する法人に対して、製材工場等の施設整備を支援します。また、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく木材製造高度化計画の認定を受けた事業実施主体に交付金を優先配分します。

補助率：1／3以内、1／2以内
事業実施主体：地方公共団体、民間団体

2. 木造公共建築物等の整備への支援

地方公共団体の方針に基づく公共建築物を整備する事業者が、一定数量の地域材を利用することにより、①RC構造と同等のコスト整備が可能であり、②施工後に普及・PRを実施し、③各種試験・モニタリングに協力できる場合には、その工事費及び計画・設計費等を支援します。

補助率：1／2以内
事業実施主体：地方公共団体、民間団体

お問い合わせ先：
1の事業 林野庁木材産業課（03-6744-2291（直））
2の事業 林野庁木材利用課（03-6744-2297（直））